

公立大学法人神戸市看護大学職員の初任給，昇給等の基準に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

令和6年6月28日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学細則第3号

公立大学法人神戸市看護大学職員の初任給，昇給等の基準に関する細則（2019年4月1日細則第23号）の一部改正

(改正前)						(改正後)					
別表第5 (第16条関係)											
昇給 区分	S	A	B	C	D						
昇給 の号 給数	8 以上	6	4	2	0						
	4 以上	3	<u>2</u>	<u>1</u>	0			<u>0</u>	<u>0</u>		
備考 略											
別表第6 (第18条関係)											
略						<u>19</u>					

附 則

この細則は，2024年7月1日から施行する。